

令和 6 年度

行政監査結果報告書

令和 7 年 1 月

亀山市監査委員

目 次

	頁
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査の対象部署及び対象事務	1
5 監査の方法及び監査項目	1
6 監査の実施日	2
7 監査実施場所	2
8 監査を執行した監査委員	2
9 工事検査の概要	2
10 監査の結果	3

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査のテーマ

工事検査監が行う工事検査に関する事務について

3 監査の目的

工事検査監の事務は、工事について、工事目的物が設計図書に適合しているか確認するため品質、性能、計上寸法、施工体制などについて書類検査及び実地（現場）検査を行っている。これらの事務が適正かつ効率的に執行されているか監査を実施することにより、今後の公共工事の品質確保及び工事に関する技術水準向上を目的とする。

4 監査の対象部署及び対象事務

(1) 監査対象部署

工事検査監（兼）設計審査監

(2) 対象事務

令和6年度に執行された下記の工事に係る契約の履行に係る検査

対象工事	阿野田町地内（市道二本松5号線ほか）公共下水道事業に伴う配水管移設工事
契約工期	2024年7月1日～2024年11月27日
契約額	13,860,000円
受注者	有限会社末崎水道 松尾彰紘

5 監査の方法及び監査項目

対象部署から以下の項目について、資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、実地検査に同行し、関係職員からの説明聴取を行った。

- (1) 課等の事務分掌と職員の配置
- (2) 検査の流れ
- (3) 検査項目
- (4) 年間件数（R5年度及びR6年度分）

(5) 取組事項

(6) 参考資料

6 監査の実施日

令和6年12月2日(月)

7 監査実施場所

亀山市役所 監査委員事務局、理事者控室
工事現場(阿野田町地内)

8 監査を執行した監査委員

亀山市監査委員 国分 純
亀山市監査委員 中島 雅代
亀山市監査委員 峯 裕

9 工事検査の概要

(1) 工事検査の年間件数

【工事検査監が検査した件数】 (件)

業種別 年度	土木一式	建築一式	舗装	委託	その他 (機械器具等)	合計
令和5年度	39	8	9	6	20	82
令和6年度	4	3	1	2	6	16

令和6年9月30日現在

(2) 取り組み事項

技術職員の技術的な能力向上に繋がる研修の実施や制度改正などの最新情報を入手して情報提供を行うとともに、技術職員に助言や指導を行っている。

【令和5年度・令和6年度の取組】

- ・職員を対象に『公共工事の入札契約方式について』研修会を開催
(R5.7)
- ・若手技術職員を対象に『設計書の作成方法について』研修会を開催
(R5.12)

- ・技術職のグループリーダーを対象に『設計積算（検算）のチェックポイントについて』研修会を開催（R6.6）
- ・三重県建設技術センター主催の研修会の案内（随時）
- ・建通新聞などから得た情報を関係部署に提供（随時）

10 監査の結果

今回の行政監査は、公共工事の品質確保及び工事に関する技術水準向上のため、工事検査監が行う工事検査に関する事務の監査を実施した。

工事検査監が行う検査内容は、技術士法に基づく資格を有する技術士※1が行う検査内容を網羅しており、法令に基づき適正に執行されているものと認められた。

書類検査や現場検査では、工事の目的・内容を把握し、資料や現場をよく観察しており、受注者に対する質問、指摘、指示などわかりやすい言葉で内容を伝えていた点が評価される。

また、今年度より建設業における長時間労働の是正として適正な工期の確保や週休2日制の導入の取組が始まったところであり、請負業者の意見や現状を聴き取りアドバイスを行っていた。

さらに、市の若手職員に対して、「工事監督要領について」「公共工事の入札契約方式について」などレベルアップにつながる研修を行い、職員の能力向上に尽力されていた。

公共工事の検査業務は幅広い技術の知識と豊富な技術経験や的確な判断力並びに高い倫理観等が求められる。今後も検査時の指導を通じて工事の適正かつ効果的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上、また技術職員の能力向上が図られるよう期待するものである。

※1 技術士…技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）で規定する国家資格取得者で、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者

なお、指摘事項及び意見は、次に記載するとおりである。

【総務財政部 工事検査監（兼）設計審査監】

◆指摘事項

- ・特になし

◆意見

- ・亀山市工事検査規程第6条に定める工事検査基準が規定されていないことから、亀山市の工事検査基準の規定を設け、検査の適切な実施を図られたい。